

○南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正案	現行
<p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅で、<u>南アルプス市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平成17年南アルプス市告示第82号)第4条第1号に該当する南アルプス市耐震改修事業又は同条第2号に該当する南アルプス市耐震化建替事業</u>の補助を受けていない住宅とする。</p> <p>(補助金の交付申請及び決定)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 耐震シェルター等設置計画書</p> <p>ア <u>平面図</u></p> <p>イ 耐震シェルター設置計画図その他補強方法を示す図書</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 住民票(所有者と居住者が異なる場合にあつては、その</p>	<p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された既存木造住宅で、<u>南アルプス市耐震改修事業及び南アルプス市耐震化建替事業</u></p> <hr/> <p>_____の補助を受けていない住宅とする。</p> <p>(補助金の交付申請及び決定)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南アルプス市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 耐震シェルター等設置計画書</p> <p>ア <u>案内図、平面図</u></p> <p>イ 耐震シェルター設置計画図その他補強方法を示す図書</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 住民票_____</p>

関係性がわかる書類

(6) (略)

2・3 (略)

附 則

(失効)

2 この告示は、令和18年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条関係)

別記1

(6) (略)

2・3 (略)

附 則

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条関係)

別記1